土地区画整理法第７６条の建築行為等許可申請について

１　手続名称

野田市土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書

２　内　　容

土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある行為については、市へ許可申請が必要となります。

事業の支障となる恐れのある行為とは次の行為です。

(ｱ)　土地の形質の変更

(ｲ)　建築物その他の工作物の新築・改築・増築

(ｳ)　移動の容易でない物件の設置・堆積

３　申請の流れ

①　許可を受けようとする者（以下、申請者）が土地区画整理事業施行者の受付窓口へ正本１部、副本２部を提出。

②　土地区画整理事業施行者が審査後、申請者へ意見書を発行。
（施行者より意見書と合わせて、正本１部、副本１部が返却）

③　申請者が市の許可等に係わる窓口（都市整備課区画整理係）に意見書、正本１部、副本１部を提出。

④　市の審査後、申請者へ審査結果の通知書を発行。
（市より許可通知書と合わせて、副本１部が返却）

４　申請先窓口・お問い合わせ先

地区（事業）名	連絡先
野田都市計画事業**野田市駅西** 土地区画整理事業（市施行）	都市整備課　区画整理係 電話 04-7125-1111（内線 2504、2505）
野田都市計画事業**梅郷駅西** 土地区画整理事業（市施行）	梅郷駅西土地区画整理事務所 電話 04-7125-1111（内線 2730、2731）
野田都市計画事業**台町東** 特定土地区画整理事業（組合施行）	関宿地区土地区画整理事務所（事務局） 電話 04-7198-1115
野田市**愛宕駅東第一** 土地区画整理事業（組合施行）	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所（事務局） 電話 04-7125-1111（内線 2721）
市の許可等に関する審査担当課	都市整備課　区画整理係 電話 04-7125-1111（内線 2985、2509）

※1　野田市東新田土地区画整理事業は平成２７年９月２５日付けで、野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業は平成２８年１０月２８日付けで換地処分となりましたので法第７６条の建築行為等許可は不要です。

※2　梅郷駅西土地区画整理事務所は平成２９年４月３日より本庁６階に移転しました。

５　市審査の標準処理期間　約２週間　※組合施行の場合、審査処理期間は異なります。